

議第 83 号

児童福祉・子ども子育て関係の基準府省令の一部改正に伴う
関係条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

児童福祉・子ども子育て関係の基準府省令の一部改正に伴う関係条例の一部を改正する条例

(下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	
<u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16</u>	<u>第13条 削除</u>
<u>第4項において準用する法第21条の5の18第</u>	
<u>4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学</u>	
<u>校設置者等及び民間教育保育等事業者による</u>	
<u>児童対象性暴力等の防止等のための措置に関</u>	
<u>する法律（令和6年法律第69号）第2条第2</u>	
<u>項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下</u>	
<u>この条において同じ。）を防止し、及び児童</u>	
<u>対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を</u>	
<u>適切に保護するため、児童等対象業務従事者</u>	
<u>（利用乳幼児と接する業務に従事する者のう</u>	
<u>ち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の</u>	
<u>下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）</u>	
<u>に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規</u>	
<u>定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要</u>	
<u>な措置を講じなければならない。</u>	

(下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年下呂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	
<u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34</u>	
<u>条の16第4項において準用する法第21条の5</u>	

改正後	改正前
<u>の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

【参考資料】

児童福祉・子ども子育て関係の基準府省令の一部改正に伴う関係条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 児童福祉・子ども子育て関係の基準府省令に「従うべき基準」として追加された「児童対象性暴力等の防止の規定」を関係条例に追加します。

（第 1 条による改正中第 13 条、第 2 条による改正中第 13 条の 2 関係）

- （2） この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行します。

（附則関係）